

活動写真
ファイル
検閲年報
内務省警保局編

十年

14.4
1020

14. 4-1020
1200501209721



始



696

「活動寫眞
フィルム」

檢閱年報

昭和十年六月編纂

内務省警保局

目次

第一章 検閲の概況	一
第二章 統計	三
フィルム取扱総件数	三
無聲映畫及露聲映畫	三
小型映畫	三
目別検閲件数	七
取扱種類別検閲件数	八
四 製作國別検閲件数	九
五 本邦製作會社別検閲件数	一四
六 外國製作會社別検閲件数	一六
七 新作映畫検閲件数	一七
八 検閲手数料金	二〇



第三章 劇種別分類

一 劇種別分類……………二二

二 實體畫、描畫、混合畫別檢閲……………二四

三 實體畫の内容……………二五

 (一) 劇と實寫……………二五

 (二) 劇の内容……………二五

 (イ) 娛樂劇……………二六

 (ロ) 宣傳劇、教化劇……………二六

 (三) 現代物と時代物……………二九

 (イ) 製作國別現代物、時代物割合……………三〇

 (ロ) 本邦製作會社別現代物、時代物割合……………三三

 (ハ) 外國製作會社別現代物、時代物割合……………三三

 (四) 正劇、悲劇、喜劇、笑劇、(實體畫)……………三三

 (五) 實寫の内容……………三五

第四章 檢閲處分の内容

一 拒否……………四一

二 制限……………四一

 (一) 改訂……………四一

 (二) 土地的制限……………四二

 (三) 切除……………四二

 (イ) 切除件數及切除米數……………四三

 (ロ) 新檢閲切除件數及切除米數(實體畫)……………四三

(ハ)	製作國別切除件數及米數(實體畫、新檢閱)	四
(ニ)	製作會社別切除件數及米數(實體畫、新檢閱)	四五
三	切除理由	四七
(一)	公安上の切除箇所數及米數	四九
(二)	風俗上の切除箇所數及米數	四九
四	取 下	五三
五	統計附表	五三
(一)	説明臺本再記入及「フィルム」檢印再押捺申請件數調	五三
(二)	檢閱規則第二條に依り廳府縣に於て檢閲したる「フィルム」數	五四
第五章	地方廳との聯絡	五五
第六章	違反事件	五七

附 録

一	活動寫眞「フィルム」に関する一般狀勢	六〇
(一)	全國活動寫眞常設館調査表	六〇
(二)	定員に依る活動寫眞常設館調査表	六三
(三)	活動寫眞「フィルム」説明者及映寫技術者調	六四
(四)	活動寫眞「フィルム」製作者、輸入業者及配給業者調	六六
(五)	活動寫眞「フィルム」觀覽者數調(有料興行)	折込
(六)	活動寫眞「フィルム」無料興行回數調	折込
(七)	活動寫眞「フィルム」製作所及其従業員調	折込
(八)	常設活動寫眞館配給者系統調	六六
(九)	活動寫眞「フィルム」に因る犯罪調	七〇
(イ)	活動寫眞「フィルム」に因る年齢別犯罪調	七〇
(ロ)	活動寫眞「フィルム」に因る犯罪調	七一
(一〇)	活動寫眞「フィルム」興行に伴ふ事故調	七三
(イ)	活動寫眞「フィルム」興行に伴ふ事故件數調	七三
(ロ)	活動寫眞「フィルム」興行に伴ふ事故件數調(月別)	七四
二	活動寫眞「フィルム」檢閲統計表(昭和九年)	折込

14.4-1020

活動寫眞「フィルム」檢閲年報

第一章 檢閲の概況



映畫に在つては、既に數年前よりその新たに輸入せられたるもの、殆んど全部は發聲映畫であり、本邦製作映畫に在つても、映畫製作各社共に發聲映畫の製作に主力を濫ぎ、將來益々その發展が期待せられる趨勢に置かれてゐる。

次に映畫の内容に就て見れば、從來のイデオロギイ映畫、それに次で興りたる軍事映畫は、昭和九年に於ては特に目立たず、それ等に代るに發展日本の各般の現状を示さんとする教化的映畫の擡頭が特に着目

せられる。

娛樂映畫としては獨佛の音樂映畫が一般大衆の歡迎を買い、昭和九年に於てはこの種映畫の輸入が相當多數に上つてゐるのを見る。



第二章 統計

一 「フィルム」取扱總件數

昭和九年檢閲取扱「フィルム」總計は一七、四六八件、八〇、一二六卷、一八、二二三、九〇八米で、昭和八年の檢閲總計に比較し、件數に於て二、四八四件、卷數に於て八、九二二卷、米數に於て二、〇二四、九四五米の増加を見る。

表一 檢閲總件數各年比較 (最近五箇年)

年次	件數	卷數	米數
昭和九年	一七、四六八	八〇、一二六	一八、二二三、九〇八
昭和八年	一四、九八四	七一、二〇四	一六、一九八、九六三
昭和七年	一八、四三六	七六、四七七	一七、三七七、三三二
昭和六年	一五、六九一	七六、二〇二	一七、八七三、七九二
昭和五年	一七、四三〇	八三、六九九	二〇、一九八、三二九

(二) 無聲映畫及發聲映畫

最近發聲映畫の進展に伴ひて、無聲映畫は次第にその數を減ずるに至つた。
 昭和九年無聲映畫檢閲取扱總件數は總計一一、七五二件、四九、八三四卷、一〇、八七七、五六二米、
 昭和八年に比較し、夫々、二六五件、六、三二九卷、一、六〇二、一六三米の減少を來した。
 昭和九年發聲映畫檢閲取扱總件數は總計五、七一六件、三〇、二九二卷、七、三四六、三四六米で、昭
 和八年に比較し、夫々、二、七四九件、一五、二五一卷、三、六二七、一〇八米の増加を來し、發聲映畫
 の増加率は年を遂ふて甚だ顯著なるものがある。

表二 無聲映畫及發聲映畫別檢閲件數 (最近五箇年)

年次	件數		卷數		米數	
	無聲	發聲	無聲	發聲	無聲	發聲
昭和九年	一一、七五二	五、七一六	四九、八三四	三〇、二九二	一〇、八七七、五六二	七、三四六、三四六
昭和八年	一二、〇一七	二、九六七	五六、一六三	一五、〇四一	一二、四七九、七二五	三、七一九、二三八
昭和七年	一五、七七六	二、六六〇	六四、六二三	一一、八五四	一四、三七六、五七四	三、〇〇〇、七五八
昭和六年	一四、七三九	九五二	七〇、一九九	六、〇〇三	一六、三七〇、六七二	一、五〇三、一二〇
昭和五年	一六、四九一	九三九	七八、九五三	四、七四六	一九、〇五六、八一二	一、一四一、五一七

更に無聲映畫及發聲映畫の、總檢閲件數及米數に於ける割合を各年別に比較するときは、此の兩者の最

近の消長を一層明瞭にすることが出来るであらう。即ち發聲映畫出現當初の昭和五年に於ては、無聲映畫
 九五件、に對する發聲映畫五件、無聲映畫九四米に對する發聲映畫六米であつたものが、昭和八年に至り
 ては無聲映畫八一一件に對する發聲映畫一九件、無聲映畫七七米に對する發聲映畫二三米となり、更に昭和
 九年には、無聲映畫六七件に對する發聲映畫三三件、無聲映畫六〇米に對する發聲映畫四〇米と云ふ割合
 を示すに至り、全體として見て無聲映畫は依然その過半數を占めると雖も、その間の懸隔は漸次縮少せら
 れつゝあるの現状にある。

表三 無聲映畫及發聲映畫檢閲件數割合 (最近五箇年)

年次	件數		米數	
	無聲	發聲	無聲	發聲
昭和九年	六七	三三	六〇	四〇
昭和八年	八一	一九	七七	二三
昭和七年	八六	一四	八三	一七
昭和六年	九四	六	九一	九
昭和五年	九五	五	九四	六

(二) 小型映畫

表五 検閲件数各月比較 (昭和九年)

月次	件数	巻数	米数	米数	米数千分比
一月	八二五	四、一三	九五〇、七五二	一八、二二三、九〇八	五二
二月	一、一〇〇	五、五四九	一二八四、七六四	一八、二二三、九〇八	七二
三月	一、六六八	六、八一	一、五一〇、三七四	一八、二二三、九〇八	八三
四月	一、三二四	五、八一	一、三四九、四八八	一八、二二三、九〇八	七四
五月	一、六四二	七、六二	一、七三八、一一六	一八、二二三、九〇八	九五
六月	一、七六九	六、九六九	一、五三九、四五四	一八、二二三、九〇八	八五
七月	一、二三四	五、九七三	一、三四一、六〇〇	一八、二二三、九〇八	七四
八月	一、一八三	五、四八四	一、二四二、〇三七	一八、二二三、九〇八	六八
九月	一、四八三	六、三四五	一、四〇八、九三〇	一八、二二三、九〇八	七七
十月	一、五九一	七、五〇三	一、六九三、一九七	一八、二二三、九〇八	九三
十一月	一、四三三	六、八四三	一、五六九、〇七九	一八、二二三、九〇八	八六
十二月	二、二一六	一一、一〇四	二、五九六、一一七	一八、二二三、九〇八	一四二
合計	一七、四六八	八〇、一二六	一八、二二三、九〇八	一八、二二三、九〇八	一、〇〇〇

三 取扱種類別検閲件数

昭和九年の検閲取扱「フィルム」をその取扱種類別に見るときは、新検閲四、三八五件、四、〇〇五七三六米、再検閲一、〇一八件、一、四一八、〇三一米。複本検閲七、八六一件、一〇、八六八、九二九米手数料免除検閲四、二〇四件、一、九三一、二二二米となり、昭和八年に比較して、夫々相當の増加を示すに至つた。これは最近一般經濟界の好況が映畫興行界にも亦反映せる結果と解せられる。

表六 取扱種類別検閲件数 (昭和九年)

種別	件数	巻数	米数	百分比較	昭和八年米数	百分比較上
新検閲	四、三八五	一八、四八三	四、〇〇五、七三六	二三	三、七七九、五八一	二五
再検閲	一、〇一八	六、五三二	一、四一八、〇三一	八	一、二九一、二二一	八
複本検閲	七、八六一	四五、九七六	一〇、八六八、九二九	六〇	九、三五九、一三八	五六
手数料免除	四、二〇四	九、一三五	一、九三一、二二二	一〇	一、七六九、〇二三	一一
合計	一七、四六八	八〇、一二六	一八、二二三、九〇八	一〇〇	一六、一九八、九六三	一〇〇

四 製作國別検閲件数

昭和九年検閲取扱「フィルム」を製作國別に見るときは、本邦製作「フィルム」は、一四、九五四件、一五、三二二、一一七米。米國製作「フィルム」は、一、九六五件、二、二七八、一二一米、歐洲製作「フ

イルム」は五四九件、六二三、六七〇米となつて居り、その米数の割合は本邦製作「フィルム」八四%、米國製作「フィルム」一三%。歐洲製作「フィルム」三%となる。之を昭和八年の同割合と比較するとき米國映畫が幾分増加を示したるに反し、本邦映畫は却つて減少の現象を示し、歐洲映畫は同率を保つてゐる。歐洲映畫の中には英國、獨逸、佛國が増加して、伊國、蘇聯國が減少してゐるのを見る。然し乍らその米数の絶體數に於ては、日、米、歐各國ともに一割内外の増加を示してゐる。

表七 製作國別檢閲件數 (昭和九年)

國別	件數	卷數	米數	米百分比數	昭和八年米數	同百分比上	
							合
日本	一四、九五四	六八、一六一	一五、三二二、一一七	八四	一三、七二二、二三六	八五	
英國	一、九六五	九、三八二	二、二七八、一一一	一三	二、〇三五、八二二	一二	
歐洲	五四九	二、五八三	六二、三六七〇	三	四四〇、九〇五	三	
イギリス	三七	二六〇	六二、二五四		三六、二五五		
ドイツ	二八二	一、四一〇	三四二、八九三		二二五、六三一		
フランス	一七三	六四二	一五六、一二三		一〇〇、八七二		
イタリア	二〇	九三	二〇、四三七		四四、三一七		
スイス	二〇	八一	一八、七三四		二五、二八五		
その他	一七	九七	二三、二二九		八、五四五		
合計	一七、四六八	八〇、一二六	一八、二二三、九〇八	一〇〇	一六、一九八、九六三	一〇〇	

右は檢閲總數に就ての觀察であるが、これを新檢閲に就いて見れば、本邦映畫は減少して、歐洲映畫は増加し、米國映畫は同率を保つてゐる。

表八 製作國別新検閲件數 (昭和九年)

合 計	内 容						日 本	米 國	歐 洲	其 他
	イギリス	フランス	ドイツ	イタリア	ソヴェト聯邦	その他				
四、三八五	三	一六	一〇	五八	九六	一八	二〇一	九三七	三、二四七	
一八、四八三	二四	六四	五五	二四八	四八二	一三三	一、〇〇六	三、九二一	一三、五五六	
四、〇〇五、七三六	六、一〇七	一五、二三四	一一、九九四	五五、〇七六	一一六、二〇七	三〇、七八三	二二六、四〇一	九四七、八九七	二、八二一、四三八	
一〇〇							六	二四	七〇	
三、七七九、五八一	二、七一七	一四、〇三三	一一、七一七	五四、九九九	七四、八一〇	一九、三八九	一七七、六四五	九一三、八九四	二、六八八、〇四二	
一〇〇							五	二四	七一	

尙ほ右製作國別検閲件數を、發聲映畫及無聲映畫の區別に就いて見れば、本邦製作映畫一、四九五四件
一五、三三二、一一七米中、無聲映畫は一〇、九四五件、一〇、四五〇、九九三米。發映聲畫は四、〇〇

九件、四、八七一、一二四米で、その米數の割合は、無聲六八米に對する發聲三二米となる。米國製作映
畫は一、九六五件、三、二七八、一二一米中、無聲映畫四八五件、二三〇、六一二米。發映聲畫一、四八
〇件、二、〇四七、五〇九米で、その米數の割合は、無聲映畫一〇米に對する發映聲畫九〇米となり、歐
洲映畫に在つては五四九件、六二三、六七〇米中、無聲映畫三二二件、一九五、九五七米、發映聲畫二二
七件、四二七、七一三米で、その米數の割合は、無聲映畫三一米に對する發映聲畫六九米となつてゐる。

表九 製作國別無聲映畫及發聲映畫検閲件數 (昭和九年)

合 計	日 本			米 國	歐 洲	其 他
	本 國	米 國	歐 洲			
一七、四六八	一〇、九四五	四、〇〇九	二、四八五	二、三二二	一、四八〇	一、五五二
八〇、一二六	二〇、五二七	四七、六三三	一、二五二	八、一四八	一、九四六	一、六三七
一八、二二三、九〇八	一〇、四五〇、九九三	四、八七一、一二四	二、〇三〇、六一二	四、二七五、七三三	一、九四五、九一七	一、七三三、三九一
四六〇	三六八	九一〇	六三一			
一六、一九八、九六三	一、七〇三、〇八八	二、〇〇九、一四八	一、五〇三、六一三	一、七三三、三九一	一、九四六、九一七	一、七三三、三九一
二七七	一八五	七二四	四五九			

表一〇 製作國別無聲映畫及發聲映畫新檢閱件數 (昭和九年)

合 計	日 本		米 國		歐 洲	
	發 聲	無 聲	發 聲	無 聲	發 聲	無 聲
件 數	二、七〇五	五、四二五	一、〇九八	七、一九八	一、九三三	一、〇九八
卷 數	一、一〇四	二、五〇五	三、五七一	三、三五〇	六、三三五	六、二八一
米 數	二、二五四、六五八	五、六四、七八〇	八、三〇八、七二一	一、六〇、二五〇	一、五六六、六五一	二、四三九、〇八五
百分比較	二八〇〇	八一九一	六三六二	三六一	三六九	三六九
昭和八年米數	二、四五三、八九三	二、三〇四、八九三	七〇〇、九二七	一、〇〇一、五七三	一、〇〇一、五七三	二、七七八、〇〇八
同百分比上	九一	七三	三七三	三七三	三七三	三七三

五、本邦製作會社別檢閱件數

本邦製作會社の中、その代表的なる五社に就いてその檢閱取扱件数を求むれば、總檢閱に於ては松竹キネマの二、一四九件、三、二一七、〇六〇米を筆頭とし、日活、新興、大都、寶塚に次ぎ、新檢閱に於ても亦、松竹キネマの三〇一件、四一一、三五〇米を最高とし、以下右と同一の順序に做つてゐる。而して之等各會社の昭和八年との比較は、寶塚キネマを除く爾餘の各社は孰れも相當の増加を示してゐる。

表一一 本邦製作會社別檢閱件數 (昭和九年)

會 社 別	松 竹		日 活		新 興		大 都		寶 塚		其 他		合 計
	新 檢 閱	總 檢 閱	新 檢 閱	總 檢 閱	新 檢 閱	總 檢 閱	新 檢 閱	總 檢 閱	新 檢 閱	總 檢 閱	新 檢 閱	總 檢 閱	
件 數	二、一四九	三、〇一	一、七九一	二、三三八	一、二六一	二、三三七	七、六六	一一四	二二	三	八、九六五	二、三五四	一四、九五四
卷 數	一、七四一	二、五九一	一、三四二	九、三二六	一、七六五	五、七五〇	八三七	一八四	二四	二、七一九	七、八四七	一、三五五	六八、一六一
米 數	三、二七、〇六〇	四一、三五〇	二、九七二、一三〇	三〇三、〇七九	二、一三四、一一六	三、九四、七七一	一、二〇〇、〇九六	一、七五、四五六	三八、九七四	四、九四六	五、七五九、七四一	一、五三一、八三六	一五、三二二、一一七
昭和八年米數	二、七四三、七四六	三六、一、二三八	二、七四一、六六三	三三九、七五〇	一、六六三、三三三	三、二二、一七四	七、八四、二七八	一一九、三五〇	七六、一、五一五	一、二四、〇四六	五、〇二七、七二一	一、四一〇、四八四	一三、七二二、二三六

六、外國製作會社別檢閱件數
 外國映畫製作配給會社にして本邦に支社を有する會社は、米國のバラマウント、ユニヴァーサル、フオックス、ワーナーブラザース・フアーストナショナル、メトロゴールドウイン・メーヤー等であつて、歐洲映畫は支社を有せず、本邦輸入業者の手に依つて配給せられてゐる。
 諸外國中昭和九年に於て最も多きは米國にして、總檢閱一、九六五件、二、二七八、一二一米であり、それに次いで獨逸、佛國、英國、伊國、ソヴェト聯邦の順序である。
 而して米國諸會社の檢閱「フィルム」中、最も多きはバラマウントの二七〇件、三四八、八七五米であつて、それに次ではユニヴァーサル、メトロゴールドウイン・メーヤー等である。
 尙ほ本邦製作映畫はその大部分が未だ無聲映畫なるに對し、外國輸入映畫の大部分が發聲映畫であることは注目に値する。

表一二 米國製作會社別檢閱件數 (昭和九年)

會社別	件數	卷數	米數	昭和八年米數
ユニヴァーサル	一、九八〇	一、七三六	一、一七六	一一二
フオックス	一、〇〇三	一、〇七二	一、〇五九	一一一
バラマウント	二、四〇〇	一、五三〇	一、〇七六	一一一
ワーナーブラザース	一、七四七	一、五三〇	一、〇七六	一一一
フレイム	一、二二二	一、一〇七	一、〇七六	一一一
その他	一、四八八	一、一〇七	一、〇七六	一一一
合計	一、九六五	三、九三二	二、二七八	一二一

七、新作映畫檢閱件數

但し前述の新檢閱は、檢閱手数料金等檢閱手續上に於ける新檢閱の謂である。同一内容の映畫も檢閱申請者が變るときは新檢閱となり、又複本檢閱申請の期間が経過すれば新檢閱となり、或は一度檢閱を経たものであつても有効期間経過後再檢閱申請の期間が経過すれば新檢閱となる等、純然たる新製の「フィルム」を指すものではない。
 今此の新製の「フィルム」のみに就いての統計を見れば次の通りである。

表一三 新作映畫檢閱短長篇別統計 (昭和九年)

種別	日本		外國		合計	
	發聲	無聲	發聲	無聲	發聲	無聲
件數	1,010	1,151	102	171	1,112	1,322
	322	378	121	171	242	349
卷數	1,010	1,151	102	171	1,112	1,322
	322	378	121	171	242	349
米數	37,548	45,506	3,771	5,933	41,319	51,441
	11,548	14,006	1,171	1,933	12,719	15,941
計	2,020	2,302	204	342	2,224	2,664
	644	756	242	342	886	1,013
件數	1,010	1,151	102	171	1,112	1,322
	322	378	121	171	242	349
卷數	1,010	1,151	102	171	1,112	1,322
	322	378	121	171	242	349
米數	37,548	45,506	3,771	5,933	41,319	51,441
	11,548	14,006	1,171	1,933	12,719	15,941

種別	日本		外國		合計	
	發聲	無聲	發聲	無聲	發聲	無聲
件數	1,010	1,151	102	171	1,112	1,322
	322	378	121	171	242	349
卷數	1,010	1,151	102	171	1,112	1,322
	322	378	121	171	242	349
米數	37,548	45,506	3,771	5,933	41,319	51,441
	11,548	14,006	1,171	1,933	12,719	15,941
計	2,020	2,302	204	342	2,224	2,664
	644	756	242	342	886	1,013
件數	1,010	1,151	102	171	1,112	1,322
	322	378	121	171	242	349
卷數	1,010	1,151	102	171	1,112	1,322
	322	378	121	171	242	349
米數	37,548	45,506	3,771	5,933	41,319	51,441
	11,548	14,006	1,171	1,933	12,719	15,941

八 検閲手数料金

検閲手数料は新検閲、複本検閲、再検閲に對し夫々所定の料率に従つて徴收するほか、検閲上拒否處分に附せられたる「フィルム」並に査閱後取下げたる「フィルム」に對しても亦同様手数料を徴收してゐる。
昭和九年の検閲手数料金は總額十萬一千七百五十九圓九十九錢となり、昭和八年に比較して一萬四百四十九圓九十四錢の増額となつてゐる。

表一五 検閲手数料 (昭和九年)

検 閱 別	日 本 物	米 國 物	歐 洲 物	計	昭 和 八 年 計
新 検 閲	二八、二一四・三八	九、四七八・九七	二、三六四・〇一	四〇、〇五七・三六	三七、七九五・八一
再 検 閲	六、三〇八・〇七	四四二・七九	三三六・二九	七、〇八七・一五	六、四五三・〇七
複 本 検 閲	四七、一一〇・一五	五、九三二・二二	一、二七〇・七六	五四、三一一・一三	四六、七七四・七五
拒 否	—	—	—	—	—
取 下	一四五・三五	一四八・一九	八・八一	三〇二・三五	二八六・四二
合 計	八一、七七七・九五	一六、〇〇二・一七	三、九七九・八七	一〇一、七五九・九九	九一、三一〇・〇五

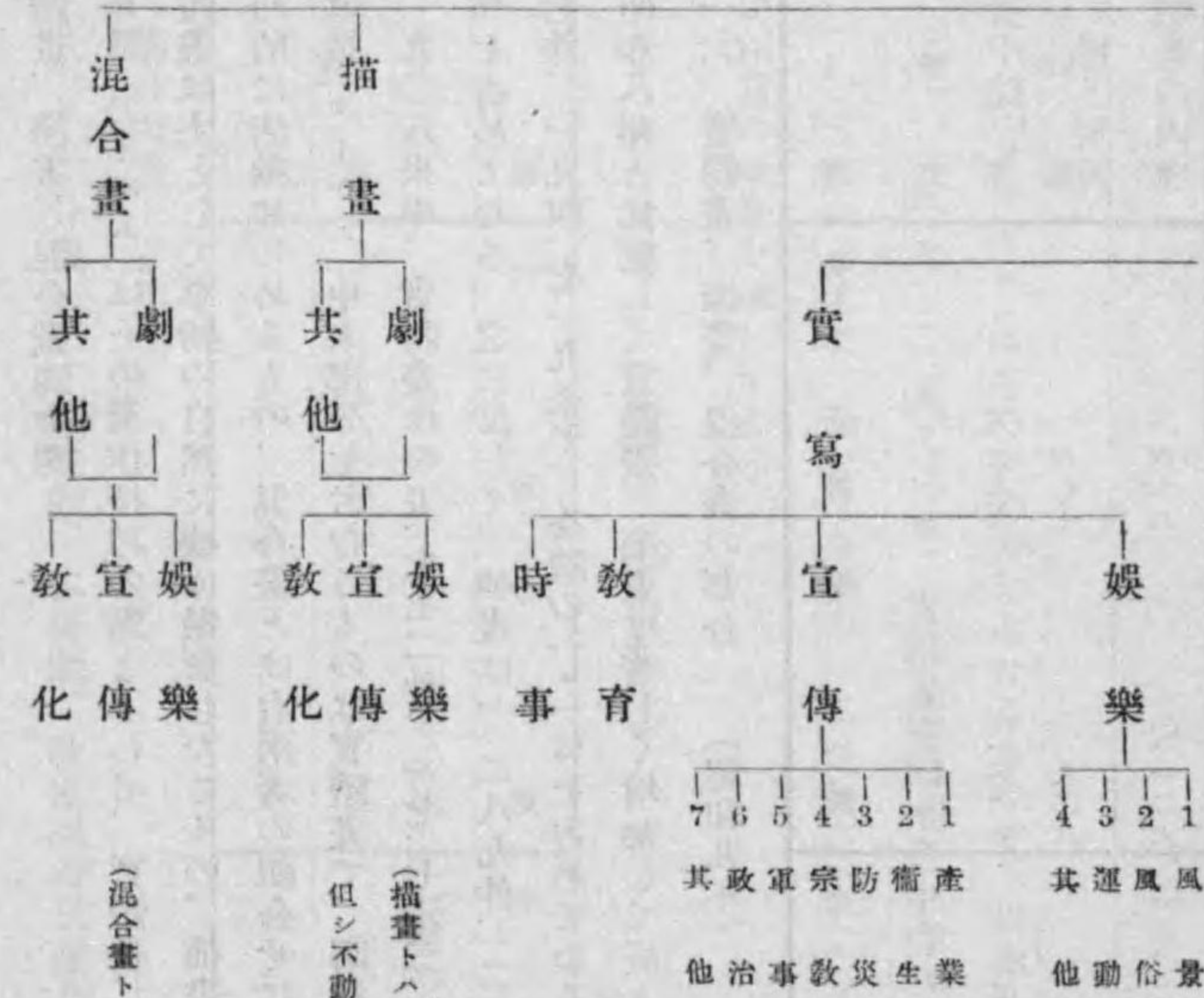
第三章 劇種別分類

一 劇種別分類

検閲「フィルム」はその構成、目的、内容に従つて左表の如く分類せられてゐる。

Category	Sub-category	Notes
1	1.1	
1	1.2	
2	2.1	
2	2.2	
3	3.1	
3	3.2	
4	4.1	
4	4.2	
5	5.1	
5	5.2	
6	6.1	
6	6.2	
7	7.1	
7	7.2	
8	8.1	
8	8.2	
9	9.1	
9	9.2	
10	10.1	
10	10.2	

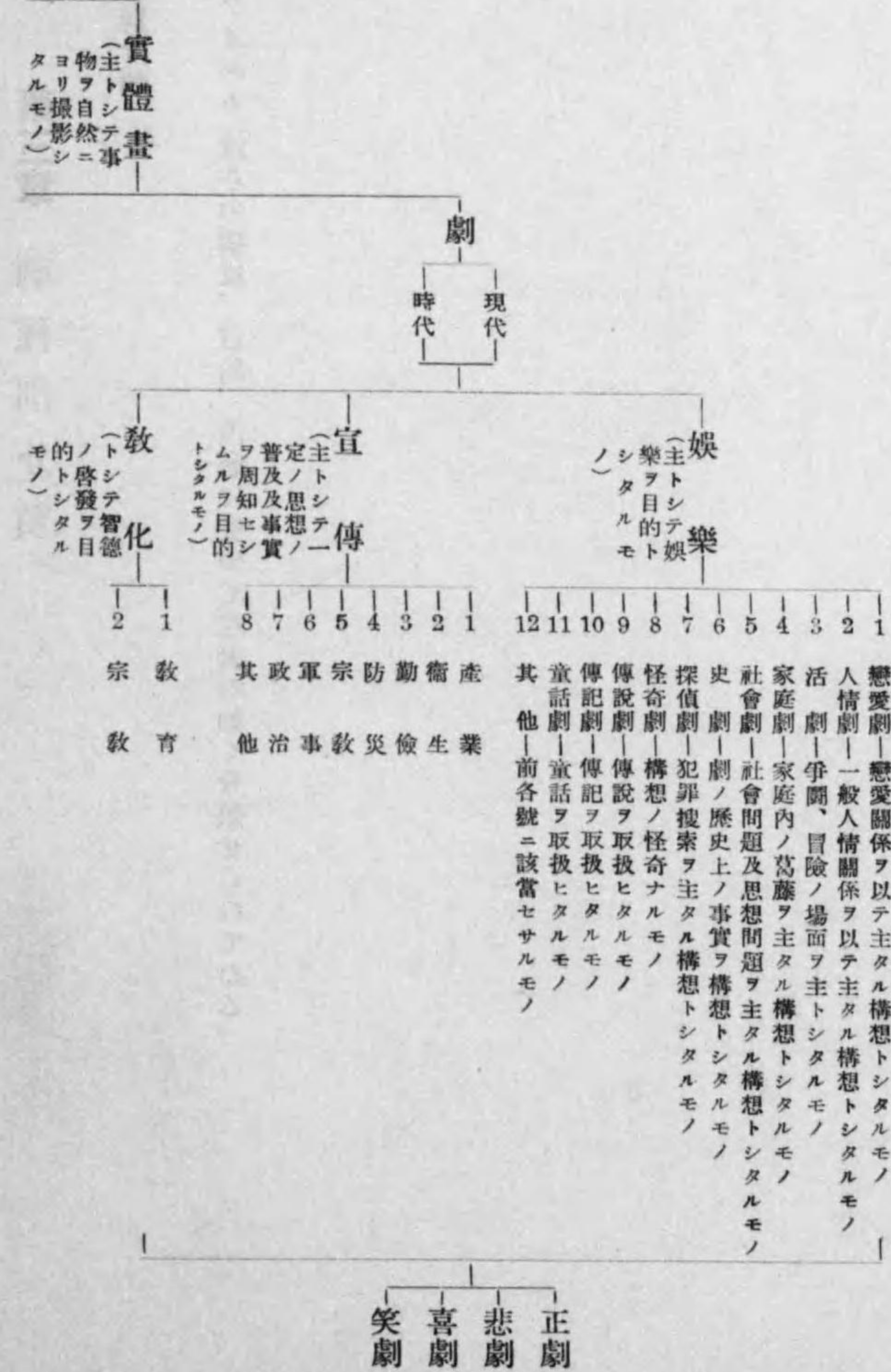
表 別 種 閱 檢 ム ル



(混合畫トハ實體畫、描畫ヲ混合シタルモノヲ云フ)

(描畫トハ一齣廻轉ニテ撮影シ技巧上活動セシムルモノヲ云フ
但シ不動ノ文字ノミニテ撮影シタルモノモ含ム)

イ フ



正劇 悲劇 喜劇 笑劇

二 實體畫、描畫、混合畫別檢閲

活動寫眞「フィルム」はその製作技巧の點よりして、實體畫、描畫、混合畫の三種に分類することが出来る。實體畫は主として事物の自然に據り撮影したるもの、描畫とは漫畫寫眞の如く一齣廻轉にて撮影し畫面を技巧的に活動せしめるもの、混合畫とは右兩者の組合せに依つて成るものである。

檢閲取扱「フィルム」中大部分を占むるものは實體畫で、昭和九年檢閲「フィルム」一七、四六八件、一八、二二三、九〇八米中、實體畫は一五、七七二件、一七、七八三、一五〇米で米數に就いて言へば、全體の九七・五%を占めてゐる。之に反して、描畫は一、二八九件、二四六、〇三九米で、全體の一・四%、混合畫は四〇七件、一九四、七一九米で、全體の一・一%を占めてゐるに過ぎぬ。

尙ほ昭和八年と比較して實體畫、描畫は著しく増加して居り、混合畫亦多少の増加を示してゐる。

表一六 實體畫、描畫、混合畫の割合 (昭和九年)

種別	件數	卷數	米數	米百分比數	昭和八年米數	同百分比上
實體畫	一五、七七二	七七、七五二	一七、七八三、一五〇	九七・五	一五、八〇三、五六四	九七・七
描畫	一、二八九	一、四六六	二四六、〇三九	一・四	二〇四、四三四	一・二
混合畫	四〇七	九〇八	一九四、七一九	一・一	一九〇、九六五	一・一
合計	一七、四六八	八〇、一二六	一八、二二三、九〇八	一〇〇	一六、一九八、九六三	一〇〇

三 實體畫の内容

(一) 劇と實寫

實體畫中劇「フィルム」はその大部分を占むるもので、昭和九年に於ける劇「フィルム」檢閲取扱件數は、九、四一三件、一五、六〇二、四八三米、實體畫檢閲米數中の八八%に相當し、實寫「フィルム」は六、三五九件、二、一八〇、六六七米で、僅かに全體の一二%を占めてゐるに過ぎぬ。之を昭和八年と比較すれば、劇實寫共に相當の増加を來してゐる。

表一七 劇と實寫 (實體畫 昭和九年)

種別	件數	卷數	米數	米百分比數	昭和八年米數	同百分比上
劇	九、四一三	六七、五〇九	一五、六〇二、四八三	八八	一四、一九五、八二五	八九
實寫	六、三五九	一〇、二四三	二、一八〇、六六七	一二	一、六〇七、七三九	一一
合計	一五、七七二	七七、七五二	一七、七八三、一五〇	一〇〇	一五、八〇三、五六四	一〇〇

(二) 劇の内容

劇「フィルム」は分類して、娛樂劇、宣傳劇、教化劇の三種とする。その中最も多きは娛樂劇であつて昭

和九年取扱件数は八、三二四件、一四、六五四、三四九米で、その米数は劇「フィルム」検閲米数中の九四%を占め、宣傳劇は、七三二件、六五七、三八九米。教化劇は、三六七件、二九〇、七五五米で、兩者合して劇「フィルム」検閲米数中の六%を占むるに過ぎぬ。

表一八 娯樂、宣傳、教化劇 (昭和九年)

種別	件数	巻数	米数	米百分数	昭和八年米数	同分比上
娯樂	八、三二四	六二、九四五	一四、六五四、三四九	九四	一三、三一三、一〇七	九三
宣傳	七三二	三、一四四	六五七、三八九	四	六三九、三四一	五
教化	三六七	一、四二〇	二九〇、七四五	二	二四三、三七七	二
合計	九、四一三	六七、五〇九	一五、六〇二、四八三	一〇〇	一四、一九五、八二五	一〇〇

(イ) 娯樂劇

娯樂劇は劇「フィルム」中の大半を占むるものであるが、この娯樂劇を更にその内容に従つて分類するときは、左表に於ても見る如く、人情劇最も多く、その検閲取扱件数は、四、八〇四件、八、六五八、七七三米で、その米数は娯樂劇検閲米数中の約五九%に相當してゐる。それに次では活劇、戀愛劇等が比較的多きは例年と異るところがない。

表一九 娯樂劇中劇種別割合 (昭和九年)

種別	件数	巻数	米数	千米分比数	昭和八年米数	同分比上
戀愛劇	一、一三一	九、八一五	二、三四五、一五七	一六〇	二、三一四、五六一	一七四
人情劇	四、八〇四	三七、〇七四	八、六五八、七七三	五九一	七、三八〇、〇八三	五五四
活劇	一、七六〇	一一、七〇七	二、六四三、〇八八	一八〇	二、七八六、五九六	二〇九
家庭劇	一六〇	一、二〇九	二八三、六一一	二〇	二〇八、五四五	一六
社會劇	三六	二、五七	六三、六一八	四	三九、四二二	三
史劇	三五	二、二四	五三、三五八	四	一〇一、一〇一	七
探偵劇	一六九	一、一九九	二七七、九七〇	一九	二五二、六〇八	一九
怪奇劇	八一	六八九	一六四、一一五	一一	九五、九九六	七
傳説劇	二一	一四五	三一、〇三一	二	四八、〇〇一	四
童話劇	六〇	二五〇	五四、五六三	四	二二、一七四	二
傳記劇	四九	三五九	七五、五〇二	五	五四、〇六一	四
其他	八	一七	三、五六三	一	八、九五九	一
合計	八、三一四	六二、九四五	一四、六五四、三四九	一、〇〇〇	一三、三一三、一〇七	一、〇〇〇

(ロ) 宣傳劇、教化劇

娛樂劇に比較すれば宣傳劇、教化劇は至つて僅少ではあるが、その實用的方面に於ける利用は侮るべからざるものがあり、その数は逐年増加の傾向を示してゐる。

之等の内容を一瞥すれば、宣傳劇に在つては、産業指導、衛生思想宣傳、勤儉獎勵、軍事智識普及等が比較的多數に上つてゐる。

表二〇 宣傳劇種別割合 (昭和九年)

種別	件数	巻数	米数	數	百分比較數	昭和八年米數	百分比較上
産業	一四六	五〇九	一一六、六三四	一八	一一八	一二六、三四一	一八
衛生	九五	三二二	七三、六八六	一一	一一二	一〇四、八八七	一七
勤儉	一七四	八四五	一五八、四三四	二四	二四	一〇八、三五〇	一七
防災	六四	三三二	七六、四四一	一一	一一	三七、六一七	一六
宗教	五九	三四四	六五、五八〇	一〇	一〇	六八、一八八	一一
軍事	三五	一八〇	四〇、〇五九	六	一〇〇、九一〇	一〇〇、九一〇	一六
政治	一	三	八五二	一	一九	三六五	一五
其他	一五八	六〇九	一二五、七〇三	一九	一九	九二、六八三	一五
合計	七三二	三、一四四	六五七、三八九	一〇〇	一〇〇	六三九、三四一	一〇〇

(三) 現代物と時代物

劇「フィルム」を現代物と時代物との別に見るときは、現代物五、八一九件、八、九五〇、〇三五米。時代物三、五九四件、六、六五二、四四八米で、その兩者の件数の比率は、現代物六二%に對する時代物三八%となつてゐる。

表二一 現代物と時代物との割合 (最近三箇年)

年次	現代物		時代物	
	件数	米	件数	米
昭和九年	五、八一九	八、九五〇、〇三五	三、五九四	六、六五二、四四八
昭和八年	五、三一七	七、九〇二、三八六	三、五一八	六、二九三、四三九
昭和七年	五、九四一	八、七八八、五四二	三、二五四	五、九八八、九九八
		百分比較數		百分比較數
		六二		三八
		六〇		四〇
		六五		三五

尙ほ右の現代物及時代物劇「フィルム」を娛樂劇、宣傳劇、及教化劇別に見るときは、現代物にあつては、娛樂劇四、七九八件で、全體の八二%、宣傳劇は六八八件で一二%、教化劇は三三三件で六%の割合となり、時代物に在つては、娛樂劇三、五一六件で全體の九八%、宣傳劇は四四件で一%教化劇は三四件で同じく一%の割合となつてゐる。

表二二 娛樂、宣傳、教化劇別現代物時代物割合 (昭和九年)

種別	現代物		時代物	
	件数	米数	件数	米数
娛樂劇	四、七九八	八、〇五六、七四三	八二	三、五一六
宣傳劇	六八八	六二〇、八五七	一三	三六、五三二
教化劇	三三三	二七二、四三五	六	一八、三一〇
合計	五、八一九	八、九五〇、〇三五	一〇〇	六、六五二、四四八
		100		100
		百分比較(昭和八年)		百分比較(昭和八年)
		八二	九八	九七

(イ) 製作國別現代物、時代物割合

現代物、時代物の檢閲件数の割合をその製作國別に就いて見れば、本邦製作「フィルム」に在つては、現代物五五%に對する時代物四五%。米國製作「フィルム」に在つては、現代物九七%に對する時代物三%。歐洲製作「フィルム」に在つては、現代物八一%に對する時代物一九%となり、一般に外國輸入「フィルム」に在つては、その大部分は現代物である。而して昭和八年と比較すれば、各國「フィルム」ともに現代物の方が増率を示してゐるのを見る。

表二三 現代物、時代物の製作國別割合 (昭和九年)

國別	現代物		時代物	
	件数	米数	件数	米数
日本	四、三五九	六、六七、七三二	五三	六、四四、七四六
米國	一、三三五	一、八五七、五八	四	一〇、〇〇六
歐洲	三三五	四〇〇、六六	五	一〇、三三六
合計	五、八一九	八、五七、〇五	六〇	六、五五三、四四八
		100		100
		百分比較(昭和八年)		百分比較(昭和八年)
		五五	九八	九七

(ロ) 本邦製作會社別現代物、時代物割合

劇「フィルム」の現代物、時代物の檢閲件数の割合を本邦製作會社の代表的五社に就いて見れば、松竹、新興の二社は現代物多く、日活、大都、寶塚の三社は時代物多數を占めてゐる。

表二四 本邦製作會社別現代物、時代物の割合 (昭和九年)

合 計	會社別					現 代 物	時 代 物	件 數 百 分 比	
	松 竹	日 活	新 興	大 都	寶 塚			現 代 物	時 代 物
四、三九九	九四一	七三六	六三一	三五三	一、六九〇	六、六七一、七三一	三、四九五	五五	四五
	一、九〇九、九六九	一、一八五、一五七	一、三二七、〇七〇	五三一、七一七	一、六九八、八〇五				
	五二二	八六一	三六八	三九一	一、三九九				
	一、〇九八、〇五七	一、七三〇、二八三	七五五、九三四	六三〇、八三四	二、二〇九、六七七				
	六五	四六	六四	四七	五六				
	三五	五四	三六	五三	四四				

(ハ) 外國製作會社別現代物、時代物割合

外國製作「フィルム」は、時代物極めて少数でその大部分は現代物である。従つて各會社共現代物大多數を占め、比較的時代物多きパラマウントに在つても、その檢閲件數の割合は僅かに全體の一二%を占むるに過ぎぬ。

表二五 外國製作會社別現代物、時代物の割合 (昭和九年)

國 及 會 社 別	現 代 物		時 代 物		件 數 百 分 比	
	件 數	米 數	件 數	米 數	現 代 物	時 代 物
米 ユニヴァーサル	一六九	一六五、八七五	一	四、二〇八	一〇〇	一
米 フォックス	七九	一七二、一九一	二	四、五三九	九八	二
米 パラマウント	一三七	二七八、七〇二	一八	四、五三九	八八	二
米 フライストロ	一四六	二八七、八六一	六	一三、二七九	九六	四
米 フライストロ	一〇七	一八六、四五三	二	五、八〇八	九八	二
其 他	五八七	七六六、四三六	一六	三、四、二五二	九七	三
歐 洲	二三五	四二〇、七八六	五五	一〇五、六一六	八一	一九
合 計	一、四六〇	二、二七八、三〇四	九九	二〇七、七〇二	九四	六

(四) 正劇、悲劇、喜劇、笑劇 (實體畫)

昭和九年の正劇、悲劇、喜劇、笑劇の各種別檢閲取扱件數並にその割合を見れば、正劇六、二九四件で全體の六七%、悲劇一、六四八件で一八%、喜劇一、三六四件で一四%、笑劇一〇七件で一%で、劇「フィルム」の大部分が正劇に屬することは例年と同様である。

此の割合は然し乍ら製作國に依つて多少その事情を異にし、その大部分が正劇であることは各國共通の點であるが、その他に於ては、日本物及歐洲物には悲劇物が比較的多く、米國物には喜劇物が比較的多く此の點注目に値する現象である。

表二六 製作國別正、悲、喜、笑劇割合（昭和九年、實體畫）

合計	種別				日本	米國	歐洲	計					
	正劇		悲劇						喜劇		笑劇		
	件數	百分比	件數	百分比					件數	百分比	件數	百分比	
七、八五四	五、三一	六八	一、四九七	二〇	一、〇一九	二二	二七	九	一一	二六	二九	二〇	九、四一三
100	64.8	19.1	2.6	25.5	13.1	27.6	27.7	11.1	12.6	28.9	22.0	100	

(五) 實寫の内容

實寫「フィルム」の内容は大別して娛樂、宣傳、教育、時事の四種とし、之等の中、時事「フィルム」は最も多く、その米數は、實寫「フィルム」檢閲米數中の四一%を占め、それに次では宣傳「フィルム」の二六%が多く、教育、娛樂「フィルム」之に次ぐ。

(イ) 娛樂用實寫

昭和九年娛樂用實寫「フィルム」は九〇八件、二七七、四〇六米で、昭和八年に比し六一件、三九、六八三米の減少である。その内容としては、風景、風俗、運動、舞踊等に屬するものが多い。

(ロ) 宣傳用實寫

宣傳用實寫「フィルム」は一、四三一件、五七四、一四六米で、昭和八年に比し二二八件、九七、二九〇米の増加を示し、逐年増加の傾向にある。

(ハ) 教育用實寫

教育用實寫「フィルム」は、主として知識の啓發に資する目的を以つて製作せられたる各種の實寫「フィルム」を網羅する。昭和九年之に屬する「フィルム」は八五三件、四三八、〇三四米で昭和八年に比し三〇六件、一六四、三〇九米の増加となつてゐる。



(三) 時事實寫

時事實寫「フィルム」は三、一六七件、九八二、〇八一米で、昭和八年に比し、九七一件、三五一、〇二二米の激増である。

表二七 實寫物檢閲件數

種別	昭和八年		昭和九年		米數	米數百分比
	件數	米數	件數	米數		
娛樂	九〇八	一、三七八	九六九	一、五八二	二七七、四〇六	二〇
宣傳	一、四三一	二、六八三	一、二〇三	二、一五四	五七四、一四六	二六
教育	八五三	二、〇三八	五四七	一、二六六	四三八、〇三四	二九
時事	三、一六七	四、一四四	二、一九六	四、一四四	二七三、七二五	一七
合計	六、三五九	一〇、二四三	四、九一五	七、六五三	二、一八〇、六六七	一〇〇
					一、六〇七、七三九	一〇〇

表二八 宣傳實寫種別割合 (昭和九年)

種別	件數	卷數	米數	百米比數	昭和八年米數	百分比上
産業	九四八	一、四九五	三二四、〇〇五	五七	二九三、三六八	六二
衛生	四五	九一	二二、六九七	四	一四、二六三	三
防災	二一	三三	七、九〇四	一	一〇、四三二	二
宗教	三六	八〇	一一、五七二	二	一三、六五三	三
軍事	一四四	二八九	六六、四二一	一二	三四、一一三	七
政治	一六	七八	一七、九七五	三	五七一	一
其他	二二一	六一七	一二三、五七二	二二	一一〇、四五六	二三
合計	一、四三一	二、六八三	五七四、一四六	一〇〇	四七六、八五六	一〇〇

四 描畫、混合畫

昭和九年描畫及混合畫の檢閲取扱件數は、描畫一、二八九件、二四六、〇三九米。混合畫四〇七件、一九四、七一九米で、昭和八年に比較し、兩者共に相當の増加を見る。

之等「フィルム」の内容を、娛樂、宣傳、教化の各種別に見れば、描畫に於ては娛樂物大部分を占め、混合畫に於ては宣傳物最も多きを占めてゐること例年の通りである。

表二九 描畫、混合畫種別割合（昭和九年）

種別	件数	巻数	米数	描畫		混合	
				計	割合	計	割合
娛樂	一、〇七九	一、一四六	一八五、六七七	二二	二	二、一〇八	二七〇
宣教	一二七	二一九	四二、四〇一	九四	四	二〇二	四二、一一〇
其他	六九	八六	一五、五八三	二五	一	二二	五、二二九
娛樂	一、〇七九	一、一四六	一八五、六七七	九四	四	二〇二	四二、一一〇
宣教	一二七	二一九	四二、四〇一	二五	一	二二	五、二二九
其他	六九	八六	一五、五八三	二五	一	二二	五、二二九
計	一、二八九	一、四六六	二四六、〇三九	二、二八九	一、四六六	二、二八九	二四六、〇三九
混合	二二	二四	三、四五〇	二二	二四	二二	三、四五〇
其他	二〇	二二	六三、八五四	二〇	二二	二〇	六三、八五四
計	一六	三三	七四、三三七	一六	三三	一六	七四、三三七

表三〇 描畫、混合畫製作國別割合（昭和九年）

種別	計	畫	
		件数	米数
計	四〇七	九〇八	一九四、七一九
混合	一、六九六	二、三七四	四四〇、七五八

種別	件数	米数	畫		混合	
			百分比	百分比	件数	米数
日本	九五八	一八二、六〇八	七四	三七六	一八六、三四三	九五
米國	三〇六	五五、八八八	二三	二二	五、二三四	三
歐洲	二五	七、五四三	三	八	三、一四二	二
合計	一、二八九	二四六、〇三九	一〇〇	四〇七	一九四、七一九	一〇〇
昭和八年	九三四	二〇四、四三四	—	三〇〇	一九〇、九六五	—

五 卷數別分數

各種「フィルム」を卷數別に分類するときは、描畫、混合畫、實寫等は概して短篇物多く、劇「フィルム」は、日本外國物共に七卷八卷物が最も多い。

表三一 卷數別檢閱件數 (昭和九年)

種別	日本物			外國物			合計		
	實寫	體劇	畫計	實寫	體劇	畫計	實寫	體劇	畫計
一	四、五六	三、三三	四、七三	四、九〇	三、九〇	四、九〇	六、四五	二、二二	一、一五
二	六、三三	八、〇〇	九、八八	六、三三	八、〇〇	九、八八	一、五七	一、〇五	一、二七
三	三、一〇	三、七七	七、三三	三、一〇	三、七七	七、三三	一、〇六	一、〇六	二
四	二、四四	五、〇六	七、六六	二、四四	五、〇六	七、六六	二	二	二
五	四、七	三、五	四、六	四、七	三、五	四、六	三	三	三
六	三	四、八三	六、二七	三	四、八三	六、二七	二	二	二
七	八	七、八	一、二七	八	七、八	一、二七	一、五七	一、五七	一、五七
八	三	一、二二	一、二二	三	一、二二	一、二二	一、九〇	一、九〇	一、九〇
九	六	一、七	七、〇	六	一、七	七、〇	九	九	九
一〇	三	四、九	九、〇	三	四、九	九、〇	一、〇九	一、〇九	一、〇九
一一	六	二、二	三、六	六	二、二	三、六	二、六	二、六	二、六
一二	四	二、八	二、八	四	二、八	二、八	三、四	三、四	三、四
一三	一	六、七	六、七	一	六、七	六、七	八、七	八、七	八、七
一四	三	三、七	三、七	三	三、七	三、七	五	五	五
一五	一	七、六	七、六	一	七、六	七、六	四	四	四
一六									
一七							三	三	三
一八							二	二	二
一九							一	一	一
二〇							二	二	二
二五							元	元	元
計	五、六三	四、三三	一、三〇	五、六三	四、三三	一、三〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇

第四章 検閲處分の内容

一 拒否

當省に於て検閲拒否となつた「フィルム」は、朝鮮、臺灣、樺太を際く本土内に於ては之が上映を禁ぜられてゐる。昭和九年検閲拒否となつた「フィルム」は皆無であるが、別項取下「フィルム」中その内容が拒否的性質のものに屬するものが相當多數に上つてゐることは注目に値する。

二 制限

「フィルム」及説明臺本の内容に於て、公安、風俗上支障ありと認められたる部分あるときは、之に對して、土地的制限を附して上映を許可するか、改訂を命ずるか、或はその支障部分を除去して之が上映を許可する。

(一) 改訂

「フィルム」の内容が公安又は風俗上支障あるも、それが拒否の程度に達せず、而も部分的切除のみにては上映を許可し得ざる程度のものに對しては、之に改訂を命じて、之が上映を許可することになつてゐる。この場合、取扱上申請者側に於て一旦取下げた上、之を改訂するを例とする。(取下の項参照)

(二) 土地的制限

土地的制限は更に之を地域的制限と場所的制限とに區別する。地域的制限とは、その地方の状況に依り所轄警察署をして該處分に附せられたる「フィルム」の上映を差止めし得るもの、場所的制限とは、特定の場所(會場)以外に於ける該「フィルム」の上映を禁じたものである。昭和九年この處分に附せられたる「フィルム」は合計二五件あり、その中場所的制限を附せられたる「フィルム」は二一件あり、その多くは醫學、衛生に關するものである。

(三) 切除

「フィルム」検閲に當つて、拒否、改訂、及土地的制限は「フィルム」の全體的支障に基く處分であるが切除は部分的に「フィルム」の支障箇所を排除するものである。

(イ) 切除件數及切除米數

昭和九年検閲取扱總件數一七、四六八件中、その内容の一部分が切除せられたるものは合計六五一一件、その割合は検閲件數一〇〇件に對する三・二件となつて居り、昭和八年と比較し、一〇〇件に對し一件の減率を示してゐる。之を米數に就て見れば、昭和九年検閲總米數一八、二二三、九〇八米中、切除米數は二〇、九七〇米で、その割合は検閲米數一、〇〇〇米に對し切除米數一・一五〇米となり、昭和八年と同率である。

表三二 總検閲と切除件數及米數との比較

種別	検 閲 件 數		検 閲 米 數		被切除「フィルム」件數	被切除米數	検閲米數一、〇〇〇に對する切除米數ノ比
	昭和八年	昭和九年	昭和八年	昭和九年			
實體畫	一三、七五〇	一五、七七二	一五、八〇三、五六四	一七、七八三、一五〇	六三七	二〇、八八三・五〇	一・一
描畫	二、八八九	二、八八九	二四六、〇三九	二四六、〇三九	三	八一・五〇	〇・三
混合畫	九三四	九三四	二〇四、四三四	二〇四、四三四	二	三九・七〇	〇・二
合計	一四、九八四	一七、四六八	一六、一九八、九六三	一八、二二三、九〇八	六三一	二〇、九七〇・〇〇	一・一

(ロ) 新検閲切除件數及切除米數 (實體畫)

「フィルム」の支障箇所の實際的狀況を知るためには新検閲に依るべきである。何となれば、前項の如き總検閲の場合に於ては、複本検閲の場合に便法として行はれてゐる原畫納入及申請前切除がその計數に算入せられないのみならず、再検閲の如く既に一度検閲を経たるものもあり、検閲と制限との實際の關係を知る上に於ては不合理な點が多い。

昭和九年新検閲件数は三、七三二件、その中内容の一部が切除せられたる「フィルム」は合計五六二件でその割合は、検閲件数一〇〇件に對する一五件で、昭和八年に比較し一件を増加してゐる。
昭和九年新検閲米数は三、八九六、二四九米で、その中切除米数は一九、五一四・五米で、その割合は検閲米数一、〇〇〇米に對する切除米数五米となり、昭和八年に比較し約一米を増加してゐる。

表三三 新検閲と切除件数及米数との比較 (實體畫)

年次	検閲件数	検閲米数	被切除フィルム件数	被切除米数	検閲米数一、〇〇〇に對する切除米数ノ比
昭和九年	三、七三二	三、八九六、二四九	五六二	一九、五一四・五〇	五
昭和八年	三、五二四	三、六七五、七七八	四九九	一六、四七〇・〇八	四

(ハ) 製作國別切除件数及米数 (實體畫、新検閲)

昭和九年「フィルム」切除率は、件数、米数共に概して外國物に高く、日本物に低い。
昭和九年検閲取扱「フィルム」の検閲件数に對する切除件数の製作國別割合は、日本物は一〇〇件に對する一〇件、米國物は一〇〇件に對する三四件、歐洲物は一〇〇件に對する二四件の割合となり、昭和八年と比較して、日本物は同率を示し、米國物、歐洲物は著しくその切除率を増大してゐる。
切除米数に於ては、日本物は一、〇〇〇米に對する二米、米國物は一、〇〇〇米に對する一米、歐洲

物は一、〇〇〇米に對する一三米となり、昭和八年の割合と比較して、歐洲物は二倍以上の増率を示してゐる。

表三四 切除件数、米数國別比較 (實體畫、新検閲)

國別	検閲件数		検閲米数		被切除フィルム件数	被切除米数	検閲件数一〇〇に對する切除件数ノ比	検閲米数一、〇〇〇に對する切除米数ノ比
	昭和八年	昭和九年	昭和八年	昭和九年				
日本	二、八三三	二、七五一、六一九	二、五八四	二、六三三、九二二	二六七	六、三三四・五〇	一〇	二
米國	七三七	九一、九七七	七八五	八六、七七一	二五九	六、三三五・五八	一〇	二
歐洲	一八二	二三三、六五三	一八二	八六、七七一	二二八	九、〇八七・〇〇	三三	一
合計	三、七三二	三、八九六、二四九	三、五二四	三、六七五、七七八	四九九	一九、五一四・五〇	一四	五

(ニ) 製作會社別切除件数及米数 (實體畫、新検閲)

製作會社別「フィルム」切除状況を見れば、本邦製作會社に在つては、件数の割合に於ては、大都映畫社

の検閲件数一〇〇件に對する切除件数四九件を最高とし、最低は松竹キネマの一〇〇件に對する一六件となつてゐる。米數に於ては新興キネマ、大都映畫社の一、〇〇〇米に對する五米を最高とし、寶塚キネマの一、〇〇〇米に對する一米を最低とする。

表三五 日本物切除件數、米數、製作會社別比較 (實體畫、新檢閲、昭和九年)

會社別	檢閲件數	檢閲米數	被切除「フィルム」件數	被切除米數	檢閲件數一〇〇に對する切除件數ノ比	
					〇〇に對する切除件數ノ比	檢閲米數一〇〇に對する切除米數ノ比
松竹	二九九	四一〇、九〇五	四七	一、二七七・五	一六	三
日活	二三一	三〇一、四七五	四五	一、一五九・〇	一九	三
新興	二三七	三九四、七七一	五〇	一、七九二・〇	二一	五
大都	一一四	一七五、四五六	五六	八六四・〇	四九	五
寶塚	三	四、九四六	一	三・〇	三三	一
其他	一、九二九	一、四六四、〇六六	六八	一、三三九・〇	四	一
合計	二、八一三	二、七五一、六一九	二六七	六、三三四・五	九	二

外國製作會社に在つては、件數の割合に於てはフォックスの一〇〇件に對する五七件を最高とし、ユニヴァーサルの一〇〇件に對する二一件を最低とする。米數に於ては、メトロ、ユニヴァーサル、フォックス各社の一、〇〇〇米に對する一五米を最高とし、バラマウントの一、〇〇〇米に對する六米を最低とする。

表三六 外國物切除件數、米數、製作會社別比較 (實體畫、新檢閲、昭和九年)

會社別	檢閲件數	檢閲米數	被切除「フィルム」件數	被切除米數	檢閲件數一〇〇に對する切除件數ノ比	
					〇〇に對する切除件數ノ比	檢閲米數一〇〇に對する切除米數ノ比
ユニヴァーサル	八一	七四、〇〇九	一七	一、〇九二・〇	二一	一五
フォックス	三七	六九、〇七三	二一	一、〇二二・〇	三七	一五
バラマウント	一一九	一四一、二八六	四六	八八七・〇	三九	六
メトロ	八六	一四三、九八六	五〇	二、六六九・五	五六	一五
ワーナー	五五	八七、〇一一	二七	一、一〇五・〇	四九	一三
フリースト	三五九	三九六、六一二	九一	三、二八九・〇	二五	八
其他	一八二	二三二、六五三	四三	三、一一五・五	二四	一三
合計	九一九	一、四四四、六三〇	二九五	一三、一七九・五	三三	二二

三 切除理由

「フィルム」の制限は公安上、風俗上、保健上の理由に基いて行はれることになつてゐるが、その中、保健上の理由に依る制限は今日迄の處では一件もなく、その全部が公安上及風俗上の理由に依る制限のみである。

昭和九年「フィルム」切除米数は總計二〇、八八三・五米で、昭和八年に比較し約二、九五三米の増加であるが、その中、公安上の理由に基く制限は六、六一五米、風俗上の理由に基く制限は一四、二六八・五米で、この兩者の割合は、公安上の理由に基くもの三二%、風俗上の理由に基くもの六八%となり、昭和八年と比較すれば、公安上の理由に基くものが一%の増率を示してゐる。

これを製作國別に見れば、日本物の公安、風俗上の兩者の理由に基く切除米数の割合は、公安上の支障三五%に對する風俗上の支障六五%米國物は公安上の支障二九%に對する風俗上の支障七一%、歐洲物は公安上の支障三五%に對する風俗上の支障六五%となつてゐる。

表三七 切除理由別比較 (實體畫)

國別	檢閲件數	檢閲米數	切除件數	公安		風俗		計	
				事項數	米數	事項數	米數	事項數	米數
日本	昭和九年 一三、六〇〇	一四、九三三・一六六	三〇	二四	二六・五〇	五八	三三・〇〇	七五三	六、五九三・五〇
米國	昭和八年 一、二七五	一、三〇四・五二一	三	二	一、七七〇・〇〇	五八	五、三三〇・〇〇	九六	六、九九四・〇〇
歐洲	昭和八年 一、六〇八	一、二六六・九九九	二五	二九	三、三三〇・〇〇	九三	七、九三〇・〇〇	一、〇〇三	一一、二五三・〇〇
歐洲	昭和九年 五、二一六	一、九三三・〇三三	二五	三七	二、八五五・〇〇	七五	六、九三〇・〇〇	一、〇〇三	九、八七三・〇〇
歐洲	昭和八年 四、二二二	六、二九六・五五五	二	七	一、二〇〇・〇〇	一六	二、〇〇〇・〇〇	二三	三、一三三・〇〇
合計	昭和九年 一五、七七一	一七、九三三・一五〇	六三	五八	六、六五五・〇〇	一、六二七	一四、三六六・〇〇	二、二二九	二〇、八八三・五〇
合計	昭和八年 一三、七五〇	一八、三三三・五五五	六〇	四九	五、三八〇・〇〇	一、四二二	一三、八九二・〇〇	一、〇二九	一七、九三三・〇〇

(一) 公安上の切除箇所數及米數

公安上の支障の中、最も多きは犯罪に關するもので、その切除事項數一三八件、切除米數一、三一七・五米。それに次では社會組織に關するもので、切除事項數八〇件、切除米數一、一二〇・五米となつてゐる。

之を製作國別に見れば、日本物に在つては犯罪に關するもの最も多く、米國物に在つては犯罪、争鬭に關するもの多く、歐洲物に在つては社會組織、犯罪に關するものが多數を占めてゐる。

(二) 風俗上の切除箇所數及米數

風俗上の支障の中、最も多きは淫蕩卑猥に關するもので、就中接吻が最も多く、その切除事項數四七六件、切除米數二、五四四米に及び、それに次では殘酷に關するもので、切除事項數一二三件、切除米數一、四四一・五米。姦通に關するものは切除事項數六四件、切除米數一、一八四米。性的暗示に關するものは切除事項數一三八件、切除米數一、一六三米となつてゐる。

之を製作國別に見れば、日本物に在つては性的暗示、痴態、殘酷上の支障最も多く、米國物に在つては接吻、姦通に關するもの多く歐洲物に在つては殘酷、接吻に關するものが多數を占めてゐる。

表三八 切除理由別比較 (昭和九年)

理由別	日本		歐洲		計
	事項數	切除米數	事項數	切除米數	
皇室	1	70.0	1	130.0	2
國家	1	153.5	1	3.5	2
社會	1	153.5	1	3.5	2
民族	1	153.5	1	3.5	2
交際	3	110.0	1	1.0	4
國會議	3	110.0	1	1.0	4
紛議	3	110.0	1	1.0	4
爭論	4	70.0	1	1.5	5
犯罪	8	64.5	2	11.5	10
公犯	8	64.5	2	11.5	10
公安	18	160.0	6	38.0	24
其他	3	11.0	1	1.5	4
敬	3	11.0	1	1.5	4
殘酷	2	36.5	1	6.5	3
合計	112	1,189.5	23	119.5	135

合計	風俗		風俗		計
	事項數	切除米數	事項數	切除米數	
合計	1	189.5	1	1.5	2
	1	1.5	1	1.5	2
	1	1.5	1	1.5	2
	1	1.5	1	1.5	2
	1	1.5	1	1.5	2
	1	1.5	1	1.5	2
	1	1.5	1	1.5	2
	1	1.5	1	1.5	2
	1	1.5	1	1.5	2
	1	1.5	1	1.5	2
	1	1.5	1	1.5	2
	1	1.5	1	1.5	2
	1	1.5	1	1.5	2
	1	1.5	1	1.5	2
	1	1.5	1	1.5	2
合計	112	1,189.5	23	119.5	135

四 取下

取下は申請者側の都合に依るか、或は内容上の支障に關して當省の徳通に依つて、檢閲處分前に、該申請「フィルム」を取下げたものである。昭和九年取下件数は合計一〇二件、五九九卷、一四四、三二一米あり、その中、日本物七三件、外國物二九件ある。尙ほ之等の取下「フィルム」の中、査閱前取下けたるものは七二件、査閱後取下けたるものは三〇件となる。

尙ほ取下げ理由に依つて之を大別すれば、申請者の都合、説明臺本の不備を理由とするもの二二件、改作すべきもの四五件、要塞地帯關係のもの三件、内容拒否となるべきもの四件となつてゐる。

表三九 取下件數 (昭和九年)

國 別	査 閱 前			査 閱 後			計		
	件數	卷數	米數	件數	卷數	米數	件數	卷數	米數
日 本	六〇	三九九	九六、九三七	一三	六二	一四、五三五	七三	四六一	一一一、四七二
歐 洲	八	四〇	九、六四四	九	五九	一四、八一九	一七	九九	二四、四六三
合 計	七二	四六七	一一三、二五九	三〇	一一二	三一、〇六二	一〇二	五九九	一四四、三二一

五 統計附表

(一) 説明臺本再記入及「フィルム」檢印再捺申請件數調 (昭和九年)

申 請 者	説明臺本再記入	「フィルム」檢印再捺		計
		件數	米數	
松竹キネマ株式会社	二四	一	一八一	二七
日本活動寫眞株式会社	二〇	一	二一七	二一
新興キネマ株式会社	一七	一	二四	一九
大都映畫株式会社	一五	一	一	一七
寫眞化學研究所 (P.C.L.)	一三	一	一	一五
東 和 商 事	一	一	一	三
太秦發聲映畫株式会社	一	一	一	三
三 映 社	一	一	一	三
千鳥興業株式会社	一	一	一	三
地 上 映 畫 社	一	一	一	三
ヤマト・ゴールドウィン・メ	一	一	一	三
パラマウント映畫株式会社	四	二	二五	三六
大日本映畫株式会社	二	一	三	六
ワイルド・ブラザース	一	一	一	三
フオックス映畫社	一	一	一	三
ユナイテッド映畫社	一	一	一	三
イナズマ映畫社	一	一	一	三
コロムビア映畫社	一	一	一	三
其 他	六五	一	二九	九四
合 計	一六四	一	五二二	六八六

合計	地方						
	沖繩	鹿兒島	宮崎	熊本	佐賀	大分	香取
三・五	四	三	二	二	一	一	一
五〇一	四	一	一	一	一	一	一
八、二六・六三	七三	一、三六	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇
七							
五六・七							
二七・三	二	一	一	一	一	一	一
三四一	二	一	一	一	一	一	一
五六五	二	一	一	一	一	一	一
九、二七・七四	八	一	一	一	一	一	一
一七							
五九・四五	二	一	一	一	一	一	一
七六	六	一	一	一	一	一	一
二六六	六	一	一	一	一	一	一
二八、五五・七〇	一	一	一	一	一	一	一
二四一・六・五							
二六・一・三	二	一	一	一	一	一	一

合計	地方						
	長崎	熊本	鹿兒島	宮崎	熊本	佐賀	大分
三・五	三	二	一	一	一	一	一
五〇一	三	二	一	一	一	一	一
八、二六・六三	三	二	一	一	一	一	一
七							
五六・七							
二七・三	三	二	一	一	一	一	一
三四一	三	二	一	一	一	一	一
五六五	三	二	一	一	一	一	一
九、二七・七四	三	二	一	一	一	一	一
一七							
五九・四五	三	二	一	一	一	一	一
七六	三	二	一	一	一	一	一
二六六	三	二	一	一	一	一	一
二八、五五・七〇	三	二	一	一	一	一	一
二四一・六・五							
二六・一・三	三	二	一	一	一	一	一

(二) 検閲規則第二條ニ依リ廳府縣ニ於テ檢閲シタル「フィルム」數 (自昭和九年十二月)

第五章 地方廳との聯絡

當省に於ける活動寫眞「フィルム」檢閲の成果は一に地方廳に於ける實地取締の徹底に俟たざるべからざるを以て、常に兩者間緊密に聯絡を保ち此の遺憾無からしむるが爲、兩者の訓練、通牒竝に地方廳との重要な照復等は勿論、檢閲に當り拒否又は制限したる「フィルム」及説明臺本其の他取締上参考となるべき事項を記載したる活動寫眞「フィルム」檢閲時報を毎月三回（一、六〇〇部）發行し、之を廳府縣警察部に二部、各警察署、警部補派出所に一部宛配布し、以て活動寫眞「フィルム」興行に關する諸願届の受理及興行場臨檢取締の資に供しつゝあり。尙取締上の参考に資する爲め憲兵司令部、陸海軍省、文部省、朝鮮總督府、臺灣總督府、關東廳、南洋廳及樺太廳にも之を配布す。

第六章 違反事件

昭和九年中に於ける活動寫眞「フィルム」檢閲規則違反事件件數左の如し。

- 一、「フィルム」内容變更改竄
上映禁止 七件
 - 二、説明臺本内容變更改竄
上映禁止 一九件
諭 示 一件
 - 三、「フィルム」或は説明臺本の毀損亡失
上映禁止 三五件
諭 示 一三件
 - 四、檢閲效力の期間經過
上映禁止 五二件
 - 五、未檢閲「フィルム」
上映禁止 一六件
- 尙ほ押收せる猥褻「フィルム」は三三本ある。

附
錄

姓名	職稱	籍貫	現任職務
王德全	主任	山東	校長
張德全	副主任	山東	教務長
李德全	委員	山東	總務長
趙德全	委員	山東	訓導長
孫德全	委員	山東	庶務長

民國二十二年十一月二十日

一、活動寫眞「フィルム」に關する一般狀勢

(二) 全國活動寫眞常設館調査表 (昭和九年十二月二十日現在)

地 方	主トシテ日本物ヲ 上映スル館	主トシテ外國物ヲ 上映スル館	日本物・外國物ヲ 混合上映スル館	計	内 設 備 映 寫 館 機
神大京東北	二	二	二	六	三
海 奈	二	二	二	六	三
群埼新長兵	二	二	二	六	三
三奈栃茨千	二	二	二	六	三
岐滋山靜愛	一	一	一	三	二
川阪都京道	二	二	二	六	三
馬玉湯崎車	二	二	二	六	三
重良木城葉	二	二	二	六	三
泉賀梨岡知	一	一	一	三	二
計	二二	二二	二二	六六	三三

合 計	主トシテ日本物ヲ 上映スル館	主トシテ外國物ヲ 上映スル館	日本物・外國物ヲ 混合上映スル館	計	内 設 備 映 寫 館 機
神鹿宮能佐大福	一	一	一	三	二
兒	一	一	一	三	二
高愛香徳和	一	一	一	三	二
歌	一	一	一	三	二
山廣岡島鳥	一	一	一	三	二
富石福秋山	一	一	一	三	二
青岩福宮長	一	一	一	三	二
細島崎本賀分岡	一	一	一	三	二
知媛川島山	一	一	一	三	二
口島山根取	一	一	一	三	二
山川井田形	一	一	一	三	二
森手島城野	一	一	一	三	二
計	二二	二二	二二	六六	三三

備考 括弧内は昭和八年十二月二十日現在

合 計	沖鹿宮熊佐大福 兒	高愛香徳和 歌	山廣岡島島	富石福秋山	青岩福宮長
	繩島崎本賀分岡	知媛川島山	口島山根取	山川井田形	森手島城野
一〇					
九八	- - 四		三三	-	- -
二三〇	- 四 〇	-	四四	三	- - 三
三八〇	三 - 六 - 八	二 二 二 二	九 六 三 - 二	二 - 一 三 二 二	六 三 八 六 二
一九八	- - 三 二 二 六	二 - 一 七 三 二	四 五 二 - 二	二 二 三 - -	二 - 一 六 二
一五六	二 - 一 二 六	二 二 二 - 一 四	三 三 六 二 二	二 二 - 三	二 五 三 二 八
一四四	- - 三 三 - 六	三 二 四	三 二 二 二	- 七 五	三 三 七 四 二
九七	四 - 三 - 五	二 二 - -	- 二 -	三 二 三	二 四 九
八七	- 二 三 七 五	- 二 五	五 二	- 一 四	- 一 六 三
一三八	五 - 一 四 五 - 九	五 六 - 一 二	二 八 六 - 一	- 六	- - 一 三 三
一、五三八	一 - 二 - - - 七 五 - 一 三 三 五 九	一 - 二 二 - - - 二 - 一 〇 四 六	二 三 二 九 三 五 七 九	一 - - - 一 二 一 〇 九 五 〇	一 - - 三 - 一 二 四 八 九 七 七

地 方	岐滋山静愛	三奈板茨千	群埼新長兵	神大京東北
	卓賀梨岡知	重良木城葉	馬玉湯崎庫	奈 海 川阪都京道
未〇〇人				
滿未二〇〇人				
滿未三〇〇人				
滿未四〇〇人	三 -	- -	四 〇	- - - 二 一 三 八 七 四
滿未五〇〇人	三 - 六 九	- 二 -	六 - 九	- 二 三 - 七 二 八 三 五
滿未六〇〇人	四 三 - 一 三 -	五 四 二	一 五 二 七 二	一 四 〇 - 一 六 五 七 五 四
滿未七〇〇人	一 三 三 二 -	二 五 二 三 五	四 三 五 一 八	一 - - 九 九 八 八 二
滿未八〇〇人	一 三 六 七	二 四 三 六 二	二 六 六 二 二	一 六 四 八 四 五
滿未九〇〇人	一 - 一 三 七 五	三 七 六 二 四	三 七 一 二 二	二 六 五 五 七
滿未一〇〇〇人	三 - 一 二 三 -	四 - 四 - -	八 - - - 一 四	二 三 二 三 四
滿以下	- 二 -	二 二 二 三	三 - 二	二 二 三 二
計	一 - 一 四 五 五 七 四 〇 五	一 二 二 二 - 九 七 四 〇 七	二 二 三 一 七 五 九 五 九 〇	一 二 六 四 六 五 五 八 七 四 三 八
考 備				

(二) 定員ニ依ル活動寫真常設館調査表 (昭和九年十二月二十日現在)

合計	沖鹿宮熊佐大 見 總島崎本賀分	福高愛香德 岡知媛川島	和山廣岡島 歌 山口島山根	鳥富石福秋 取山川井田	山青岩福宮 形森手島城
三					
六九	一四八九一四	五六三七	二六三三三	四九三一二	五〇四四二
三七一	八六三三三	一六八三三	六二六三三	四三七三三	四九三三三
二一五九	一一六五六六	三〇三三三	四二四八九	〇五一一六	六三六三九
二					
九					
三六三五	一三三三三	二五九七五	四〇六八三	五七三三三	五八三三三
二六					
四六					
二八三五	四六三三三	一五三七三	六六九三三	八七三七三	三六八三三
二五					
二					
五					
四六九	一三三三三	一三三三三	一三三三三	一三三三三	一三三三三

地方	専門學 以上 卒業 者	中等學校 卒業 者	高等小學校 卒業 者	尋常小學校 卒業 者	尋常小學校 セサル 卒業 者	計
長岐						
山靜愛						
三奈栴茨千						
群馬新長兵						
神大京東北 奈 海 川阪都京道						
野阜賀梨岡知						
重良木城葉						
馬玉湯崎車						
計						

(三) 活動寫眞「フィルム」説明者及映寫技術者調 (昭和九年十二月二十日現在)

(四) 活動寫眞「フィルム」製作者、輸入業者及配給業者調 (昭和九年十二月二十日現在)

六六

地	方	製作者	輸入業者	配給業者	計
宮	熊				
福	香				
愛	香				
廣	島				
岡	山				
青	森				
岐	城				
伊	阜				
靜	賀				
愛	岡				
奈	知				
栃	良				
千	木				
新	葉				
兵	海				
神	道				
大					
京					
東					
北					
合	計	(四三六)	(二〇一)	(九二六)	(一六七)

備考
、、括弧内は昭和八年十二月二十日現在の計数を示す
、、本表中二業以上兼ねる者は其の主たる業に算入す
、、法人も一業者として計上す

[Faint, illegible text on the left page, likely bleed-through from the reverse side.]

備考 「ローマ」数字は助手の計数を示す

合	山		岡		知		愛		良		葉		庫		川		阪		都		京		東		道		方		名	籍	
	津	西	下	勝	伊	日	市	阪	中	横	加	寺	政	松	千	J	太	京	新	日	多	山	振	大	松	日	精	岩			堀
八八五	二	九	二	一	一	一	一	四	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	伴
四七八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	優	
七 146 九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	監督	
一三 212 〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	撮影技士	
一七〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	男	
四五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	女	
四八七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	男	
四〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	女	
三九三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	男	
四二 二、七 四 九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	女	
358九	二	九	二	一	一	一	一	四	一	〇	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	計	

(七) 活動寫眞「フィルム」製作所及其従業員調 (昭和九年十二月二十日現在)

THE UNIVERSITY OF CHICAGO
LIBRARY

1911

1912

1913

1914

1915

1916

1917

1918

1919

1920

1921

1922

1923

1924

1925

1926

1927

1928

1929

1930

1931

1932

1933

1934

1935

1936

1937

1938

1939

1940

1941

1942

1943

1944

1945

1946

1947

1948

1949

1950

1951

1952

1953

1954

1955

1956

1957

1958

1959

1960

1961

1962

1963

1964

1965

1966

1967

1968

1969

1970

1971

1972

1973

1974

1975

1976

1977

1978

1979

1980

1981

1982

1983

1984

1985

1986

1987

1988

1989

1990

1991

1992

1993

1994

1995

1996

1997

1998

1999

2000

2001

2002

2003

2004

2005

2006

2007

2008

2009

2010

2011

2012

2013

2014

2015

2016

2017

2018

2019

2020

2021

2022

2023

2024

2025

THE UNIVERSITY OF CHICAGO
LIBRARY

1911

1912

1913

1914

1915

1916

1917

1918

1919

1920

1921

1922

1923

1924

1925

1926

1927

1928

1929

1930

1931

1932

1933

1934

1935

1936

1937

1938

1939

1940

1941

1942

1943

1944

1945

1946

1947

1948

1949

1950

1951

1952

1953

1954

1955

1956

1957

1958

1959

1960

1961

1962

1963

1964

1965

1966

1967

1968

1969

1970

1971

1972

1973

1974

1975

1976

1977

1978

1979

1980

1981

1982

1983

1984

1985

1986

1987

1988

1989

1990

1991

1992

1993

1994

1995

1996

1997

1998

1999

2000

2001

2002

2003

2004

2005

2006

2007

2008

2009

2010

2011

2012

2013

2014

2015

2016

2017

2018

2019

2020

2021

2022

2023

2024

2025

(八) 常設活動寫真館配給者系統調 (昭和九年十二月二十日現在)

地方	直營				歩合館	特約館	自由館	計
	松竹	日活	新興	大都				
青岩福宮長	1	1	1	1	2	1	1	1
岐滋山静愛	1	1	1	1	1	1	1	1
三奈栲茨千	1	1	1	1	1	1	1	1
群馬新長兵	1	1	1	1	1	1	1	1
神大京東北	1	1	1	1	1	1	1	1
奈海	1	1	1	1	1	1	1	1
森手島城野	1	1	1	1	1	1	1	1
阜賀梨岡知	1	1	1	1	1	1	1	1
重良木城紫	1	1	1	1	1	1	1	1
馬玉湯崎庫	1	1	1	1	1	1	1	1
川阪都京道	1	1	1	1	1	1	1	1
計	11	11	11	11	11	11	11	11

備考	合計	配給者				歩合館	特約館	自由館	計
		沖鹿宮熊佐大福	高愛香徳和	山廣岡島鳥	富石福秋山				
見	1	1	1	1	1	1	1	1	1
歌	1	1	1	1	1	1	1	1	1
細島崎本賀分岡	1	1	1	1	1	1	1	1	1
知媛川島山	1	1	1	1	1	1	1	1	1
口島山根取	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山川井田形	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	11	11	11	11	11	11	11	11	11

直營館には製作會社及配給會社(個人を含む)自ら館を有するか或は館を賃借して直接興行するものを計上す
 歩合館には配給者と館との間に一定の歩合契約(總收入料金の何割かを配給者か寫眞料金として取得する契約)に依り興行するものを計上す
 特約館には館主又は館を賃借する者或る期間一定の配給者に對し收入の多寡を問はず一定の寫眞賃借料を支拂ひて自ら興行するものを計上す
 自由館には各配給者より毎週一本若は數本宛館主自ら「フィルム」を撰擇賃借して興行するものを計上す
 右各項中二以上に該當するものは其の主なるものに計上す
 歩合館特約館の配給者二以上あるときは其の主なるものに計上す

合 計	地 方				年 齡
	沖愛	廣島	富山	福山	
	長岐	愛知	長兵	神大京東北	
	奈 海				
	細媛	鳥取	山形	野早知崎康	川阪都京道
四	四				火 放
一					遂未盜強
九三	八五	一三〇	三	一三八四三	盜 竊
					摸 拘
三二	六			二六	欺 詐
七	一			一	領 横
四	一 三				入侵居住
					行 暴
					藥火砲銃
					反違締取
					處犯察警
					反違令罰
一五	一	一	一	一四	四 三 一
一五六	一二	一	一	一三	一四二九一二
	八三	一五〇	六四	一四三	四九

(ロ) 活動寫眞「フィルム」ニ因ル犯罪調 (自昭和九年一月至同十二年一月)

合 計	年 齡				年 齡
	三三	二二	二二	二十	
	十十	十十	十	十	十
	六	一	八	五	一
	歳	歳	歳	歳	歳
四	四				火 放
一					遂未盜強
九四	一	一	一	九	六〇〇一二
					摸 拘
三二			二六	六	欺 詐
七			二二	二	領 横
四					入侵居住
					行 暴
					藥火砲銃
					反違締取
					處犯察警
					反違令罰
一六	二	二	二	二	三 一 二 一
一五八	二	二	二	二	七 一 三 一 四 一 六 八 一 一
			四	一	二

(九) 活動寫眞「フィルム」ニ因ル犯罪調 (自昭和九年一月至同十二年一月)

合	沖鹿宮熊佐大福 高愛香徳和 山廣岡島鳥 富石福秋山 青岩福宮長
計	兒 歌
	繩島崎本賀分岡 知緩川島山 口島山根取 山川井田形 森手島城野
六〇	三- 四 三- 二- - -- --
二三	- - - 二- - 二
二七	三 四 - - - 二二-
一一〇	三二 七 三五- 二 五二- 一二 二三二 三

三七

地	岐嶺山靜愛 三奈栲茨千 群埼新長兵 神大京東北
方	奈 海
常設館	阜賀梨岡知 重良木城築 馬玉湯崎庫 川阪都京道
常設館以外ノ興行場	三- 二- - - 二三- 四 二四二-二
假設興行場	一 二五三 - - -
計	二 - 一三一 三
	六一二五三 三一- -二 三四四-一五 三四二-一五

(イ) 活動寫眞「フィルム」興行ニ伴フ事故件數調 (自昭和九年一月至同十二月)

(二〇) 活動寫眞「フィルム」興行ニ伴フ事故調

七二

昭和九年(自一月至十二月) 保 局

製會 作社 國 及別	檢 閱 別	實			計		
		檢閱 件數	檢閱 卷數	檢米 閱數	檢手 數 閱料	制限 件數	切除 米數
日 本	松	新 299 再 4 複 1,193 本 11,253 檢 31 閱 99 除 2,127 計	1,739 18 11,253 11,942 13,109	410,905 4,280 2,778,161 18,811 3,212,160	4,113.50 21.39 13,908.90 18,043.79	47 13 60	1,177.5 22.0 1,199.5
	日	新 231 再 124 複 1,304 本 9,626 檢 102 閱 453 除 1,761 計	1,333 1,136 9,626 453 12,558	301,477 247,922 2,321,954 92,883 2,964,230	3,030.79 1,239.29 11,638.19 15,908.27	45 13 58	1,159.0 110.0 1,259.0
	活	新 237 再 57 複 944 本 6,945 檢 23 閱 145 除 1,261 計	1,765 459 6,945 145 9,326	394,771 103,803 1,610,819 24,723 2,134,116	3,947.71 518.87 8,038.71 12,505.31	50 8 55	1,792.0 53.0 1,845.0
本 洲	大	新 114 再 10 複 641 本 4,823 檢 1 閱 12 除 766 計	837 78 4,823 12 5,750	175,455 17,300 1,004,722 2,618 1,200,096	1,754.57 85.48 5,022.06 6,863.10	55 1 57	864.0 1 865.0
	國	再 5 複 12 本 5 檢 20 閱 72 除		4,593 17,397	12.04 141.98		
物	ソ	新 15 再 1 複 1 本 2 檢 19 閱 79 除	62 7 7 3 79	14,793 1,600 1,283 617 18,293	152.34 8.00 6.41 61.7 165.75	6 6	635.0 635.0
	其	新 3 再 4 複 6 本 2 檢 15 閱 24 除 11 計	24 11 47 5 87	6,107 2,373 11,310 1,429 21,229	61.07 11.85 55.53 129.45	2 2	593.0 593.0
	計	新 182 再 53 複 128 本 153 檢 516 閱 979 除 265 計	979 265 976 295 2,515	232,651 64,027 253,391 62,941 612,990	2,354.01 336.29 1,270.76 3,971.06	44 2 46	3,118.5 21.0 3,139.5
	總	新 3,732 再 963 複 7,441 本 45,464 檢 3,636 閱 8,127 除 15,772 計	17,719 6,442 45,464 8,127 77,752	3,396,246 1,400,341 10,775,119 1,711,442 17,783,158	40,057.36 7,087.15 54,313.13 101,457.64	575 71 5 651	19,598.0 1,311.0 61.0 20,970.0

9 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

昭和九年(自十二月) 活動寫眞「ノイル」檢閲統計 (第一表) 警 保 局

Table with columns for 製會社及別 (Company and Branch), 檢閱別 (Inspection Type), 實體 (Actual), 畫 (Drawing), 描 (Sketch), 畫 (Drawing), 混合 (Mixed), 合畫 (Combined), 合計 (Total). Rows are categorized by 洲 (Region) and 物 (Object).

昭和十年七月二十日 印刷
昭和十年七月二十五日 發行

內務省警保局

東京市麹町區麹町五丁目

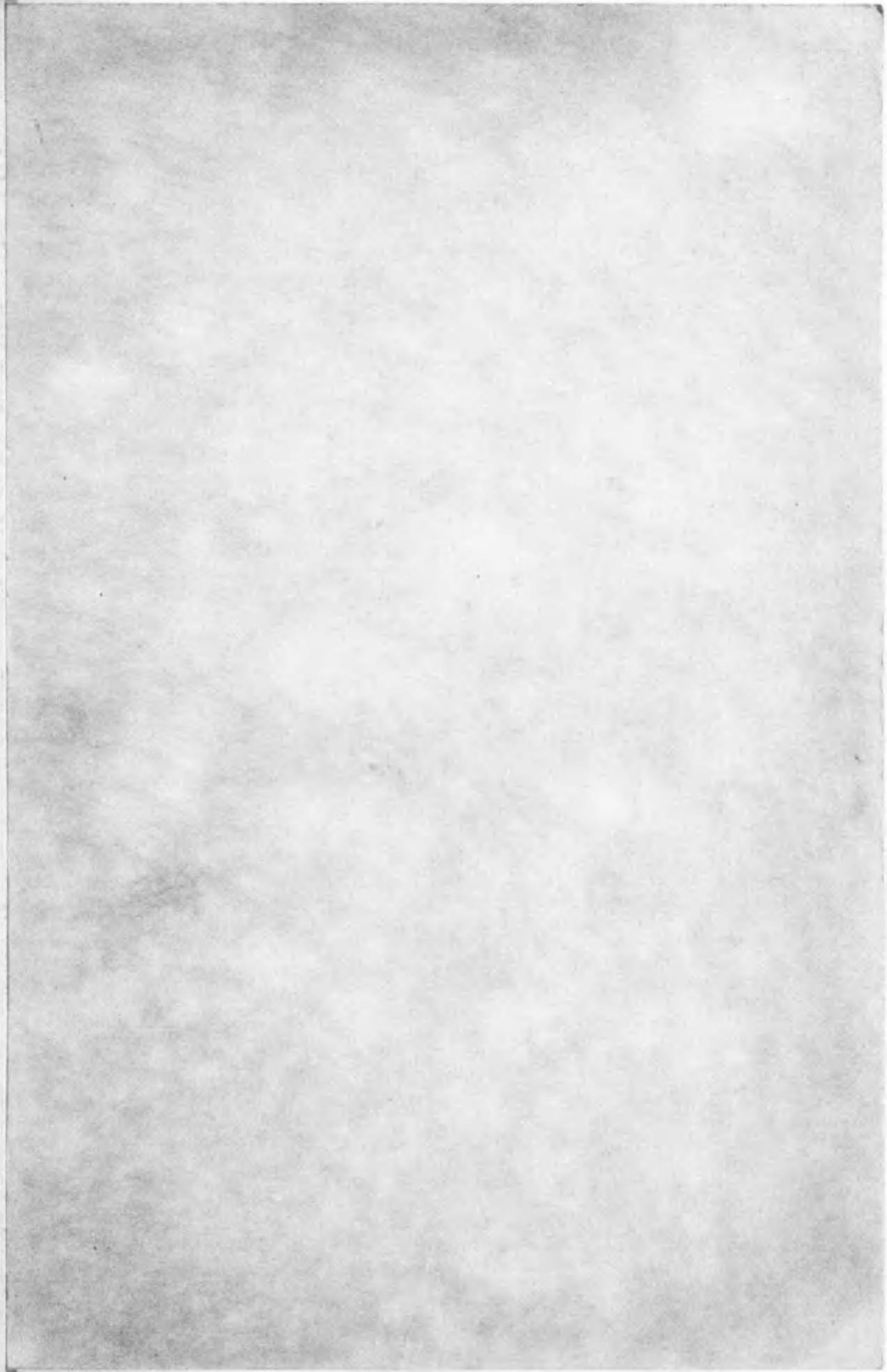
印刷人 杉田彌太郎

東京市麹町區麹町五丁目

印刷所 杉田屋印刷所

電話九段⁰³(一〇五七四)番

14.4
1020



終